

平成 29 年度第 2 回 鳥取県手話施策推進協議会

日時：平成 29 年 9 月 5 日（火） 午前 10 時～正午

場所： 県庁特別会議室（議会棟 3 階）

（竹ノ内） 定刻になりましたので、ただいまより平成 29 年度第 2 回「鳥取県手話施策推進協議会」を開催いたします。開会にあたり、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長の小澤より、あいさつをいたします。

（小澤） あらためまして、皆さんおはようございます。鳥取県障がい福祉課長の小澤でございます。本日は委員の皆様方におかれましてはお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。さて、本日は、本年度第 2 回目の鳥取県手話施策推進協議会ということでございまして、前回いただいたご意見についての対応についてご審議をいただければと思いますとともに、来年度の予算に向けた議論のほうも、ご意見を頂戴できればと思っているところでございます。来年度は、手話言語条例が県内で施行されてから、5 年という節目になる年ということでございますので、またこれを機に積極的な取組を更に進めていければということも思っているところでございますので、皆様方の忌憚なきご意見をいただければと思うところでございます。本日も、そういった熱いご議論をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

（竹ノ内） 本日の出席者につきましては、本日配布いたしました委員等名簿をご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。また、本日出席予定であります湯梨浜町教育委員会教育長の土海様はちょっと遅れて来られるということです。5 月に開催しました第 1 回協議会では、都合によりご欠席されましたけれども、本日は東京からお越しいただいております日本財団ソーシャルイノベーション本部上席チームリーダーの石井様が今回オブザーバーとして参加していただいておりますのでご紹介いたします。また、手話サークル連絡協議会の藤井委員さんの代りに、同じ連絡協議会の田中様にご出席いただいておりますのでご紹介申し上げます。そうしますと、議事に入りますが、議事に入る前にお願いがあります。発言の際には、お名前を名乗っていただき、ゆっくりご発言いただきますようお願いいたします。また、会の円滑な進行にご協力をお願いいたします。以後の進行につきまして、議長は会長が勤めることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。それではここからは、石橋議長に議事の進行をお願いいたします。

（石橋） 皆様、おはようございます。今回、鳥取県手話施策推進協議会は第 2 回目ということで、一昨年度は 1 回だけの開催となりまして、やはりその反省を踏まえ、今年度は 2 回目の開催となりましたことは非常に大きな意義があると思います。なぜ大きいかといいますと、県内の聞こえない・聞こえにくい方々、またそれに関わる方々、そういった方々に対する理解、それから普及、また鳥取県だけではなく、全国に元気を与えるということがこの会にはあるように思います。私たち鳥取県聴覚障害者協会として、また全日本ろうあ連盟として把握しているところでは、現在手話言語条例が 101 の自治体で成立をしております。私が講演にいきました香川県におきましては、手話言語条例の検討を始められたということで、また明後日には新潟県にも参りますけれども、そちらの方でも手話言語条例の検討が始まるということで、検討している地域がまだまだ増えている。これからも増えるでしょう。そして、香川県での講演の中で、手話パフォーマンス甲子園のことを取りあげました。非常に関心を持ってくれて、今度 10 月 1 日に参観し

たいというお話もございました。今日は先日9月1日に施行されましたこちらの「あいサポート条例」ですけれども、これは、あいサポートの理念に基づいております。障がい者への合理的配慮、また防災に対する取組が鳥取県中部地震の反省を踏まえて話が進んできたものです。また情報発信といったいろんな要素が盛り込まれております。その意義といたしますのは、やはり全国的に手話言語条例、そして情報コミュニケーション条例をきちんと分けて、それぞれの役割をきちんと締めて、あいサポート条例の成立というものを私はとても喜んでおります。鳥取県には二つの条例があることを、ぜひ今後も発信していきたいと思っています。さて、本日の会議の目的は、先程課長さんのほうからもお話しがございました。来年度の予算に向けてということで議論をしていただきたいということ、以前からの課題といたしますのはやはり頸肩腕症候群に関する課題というものでございました。これは私たちにほんとうに関係の深い問題です。条例ができた時点より通訳依頼が増えました。それからもう一点手話バッジです。これをどのように取り組んでいくのかということ、皆さん本音のところを意見交換していただければありがたいと思います。2時間という短い時間ですが、どうかよろしく願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。まず1番目でありますけれども、前回第1回の議論を踏まえまして、事務局から説明をお願いいたします。

(明場) はい、事務局の明場です。よろしく願いします。座って説明させていただきます。資料の1頁をご覧ください。平成29年度6月補正予算についてということでございます。前回の協議会での意見を踏まえまして、6月補正予算に向かいました。その結果をまとめたところであります。まず1番目のところですけども、先程お話がありました頸肩腕症候群の検診費用ということでございます。元々検診費については予算計上しておりましたので内容的には拡充ということ。手話通訳者等の県外での受診になります。頸肩腕症候群の検診を受けた場合の検診費だけだったのが、それに交通費を全額補助するという部分が新たに付加されました。もう一つは頸肩腕症候群の専門医を県外から招聘するという部分でございます。これにつきましても新たな要素として含まれております。予算額のほうが148万2千円ということでございまして、別途32万4千円につきましては、既に計上済みの部分でございます。148万2千円の内訳としましては、交通費の部分が80万3千円、そして専門医の県外からの招聘が67万9千円ということとなります。

そして、二つ目ですけども、手話検定助成事業ということでございます。この制度につきましましては、手話検定を受験しやすくするために、受験する場合に検定料の一部を助成するという制度でございます。これにつきましましては、企業等の従業員が対象だったんですけども、その対象者に個人に対するものも加えたということでございまして、これが11万6千円追加になるということでございます。元々122万円で、こちらのほうは既に当初予算で計上されていたところですが、新たに11万6千円が追加になるということでございます。

そして三つ目のところでございますけれども、これは第1回目の協議会の議論というわけではないんですけども、6月補正にかけた案件として、ICTを活用した遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービスについて拡充をしております。内容的には、あいサポート条例の中でも災害時の対応ということが一つのテーマとなっております。その関係で現在使用しております遠隔手話通訳サービスを災害が起きたときの避難所においても使えるようなかたちでその基礎的な部分について追加した部分でございます。これが

全体として1644万5千円ということでございます。このうち今回の補正になる部分が144万円に該当する金額になります。

そして、最後に障がい者の居場所づくり支援事業で、これも新しい要素で6月補正のときに、同じくあいサポート条例の中で障がい者同士の交流だとか地域での交流、イベントでの交流という部分に関する居場所づくりに関する取組ということでございました。前回の会議のときにも西部サロン会さんの要望書が出ていたと思いますが、その関係で予算が付いたものでございます。単独ではなかったんですけども全体で100万円、補助率は2分の1でございます。これが前回の協議会の内容を踏まえたところの対応状況というところでございます。

資料の3頁をご覧ください。登録手話通訳者等の頸肩腕障がいに関する健康診断への支援ということで、事務局としての今後の方向性を示したものでございます。県登録の手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者・要約筆記奉仕員・盲ろう者向け通訳介助員、今後略称しまして登録通訳者等というかたちで作らせていただいております。これらの方の頸肩腕障がいを予防して手話通訳事業等の健全な運営を確保するため取り組んでいきたいとすることでございます。その前に1として県の対応方針ということでございます。これまで頸肩腕障がいにつきましては、手話施策推進協議会においても議論してきて、対応が求められていたというところでございます。そして県が登録通訳者等の健康管理についての法的な責任という部分での定義を明記しているわけではないですけども、国が「意思疎通支援事業における実施事業」の参考として、頸肩腕障がいに関する健康診断の実施ということを示しているというのが一つの要素としてございます。それから複数の県において頸肩腕検診に関する支援が行われているということも踏まえまして、政策的に本県としても登録通訳者等の頸肩腕検診の受診を支援して参りたいと考えております。そして現時点で、県内に頸肩腕障がいに関する専門医がおられないということもございまして、当面は県外の専門医による頸肩腕検診を実施するというところで、本来であれば県内にいけば一番いいんですけども、なかなかすぐという話にならないということもございまして、当面は県外の専門医の方に依頼して、そして県内の実施については医療機関等と協議して引き続き検討を行って参りたいというふうに考えております。

2番目でございます。29年度取組ということでございまして、まず最初に健康管理講習会というのを開催したいと思っております。県外から専門医を招いて講習会を開催するというところでございます。頸肩腕障がいを専門とする県外の医師を講師に招聘しまして、日程につきましては10月下旬ぐらいにできたらいいかなということで、これから調整するところでございます。会場としましては県内中部、倉吉市を予定しております。ここで、頸肩腕障がいの危険性だとか検診受診の必要性の話をしていただきます。そして二つ目、頸肩腕検診の受診に対する支援ということでございます。登録通訳者等の皆さんに上肢等の各部位における筋のこりだとか、痛み、しびれ等の状況について問診票に記載をいただきまして、そこで医師検診への要否について専門医の所見を求めていくというところでございます。実施方法につきましては、そこに記載しているとおりですけども、そういったかたちで進めていきたいというところでございます。実施時期につきましては、10月から11月ごろを目途として進めて参りたいと考えております。計上費につきましては4頁、検診及び受診の一次検診の結果、専門医が必要であると認められた者に対しては、二次検診の受診を促して参りたいと。受診した者に対しては受診経費を助成するというのを制度化していきたいと思っております。検診料金に加えまして新たに旅費も全額支給するというふうに考えております。受診先としましては、アの

一次検診をした医師と同一の専門医の方をお願いしたいと考えております。実施方法につきましては、そこに書いてございますとおりで、実施時期につきましては、12月から2月を目途として進めて参りたいと考えているところでございます。頸肩腕症候群につきましては以上でございます。

(石橋) ご説明ありがとうございます。頸肩腕につきましては以前から大きな問題だと、とくに全国手話通訳問題研究会さんの取組は非常に取り組んでおられました。予算がありますので今後この鳥取県でどうするのかということ、またご意見いただきたいと思えます。意見またはご質問などございましたら、皆さま、よろしくお願ひします。

(国広) 説明ありがとうございます。ほんとに、やっという思いですが、検診の実施に取り組めるということ嬉しく思っております。今後の課題として先程説明がありましたように、県内で受診ができる体制が整えばいいと思っております。それと、検診をした後に、どうフォローしていくのか、ここも大変重要な部分になると思えます。その体制も必要になってくるのではないかと思っております。それをどういうふうにフォローできるかというのは、様々な団体とか組織の中で体制等も今後考えていければよいと思っております。このことについて次の協議会で議論が必要であれば、議論をしていければと思っております。

(石橋) 他に、ご意見等ございませんでしょうか。では私のほうからいいでしょうか。今後の方向については、全通研と一緒に進めたいと思っております。一番大事なことは、県内で専門医がないということが大きい問題だと思っております。交通費全額を負担するという県の嬉しいお話がありましたけれども、実際わざわざ県外に行って検診されるのか、その辺りが心配であります。やはり県内に受ける環境を整えるべきではないでしょうか。どういった検診が必要なのか、皆さんまだイメージが湧かないというふうに思えます。この会で機会をつくって、どういった検診があるのか、どういった症状になるのか、あまり知られていないので、啓発し、共に考える取組が必要ではないでしょうか。その辺りを事務局にお聞きしたいと思います。

(明場) 実際に頸肩腕障がいがある状況かということも、皆さんに広く知っていただくということも大事なことかと思えます。この辺りにつきましては、相談させていただきながら進めて参ろうかと思っております。

(石橋) では、先に進みたいと思えます。事務局からご説明をお願いします。

(明場) 前回の協議会で皆さんのご意見をいただいたところですけれども、様々な意見がありまして、ろう者の皆さんが、どういった方に付けてもらいたいとか、手話を学んでおられる方、手話通訳者などが、手話バッジをどういう人が付けたらいいのかといったことを調査したらどうか、議論を踏まえながら、どうやって前に進めていこうか考えたときに、一つの方法としてアンケートを考えてみました。そのアンケートについて、皆さんのご意見をいただけたらと思えます。5頁をご覧くださいますが、このアンケートを二とおりのパターンで作っております。一つは、ろう者の方に向けたもの。そして7頁は、手話学習者・手話通訳者の方に向けたものという二つのパターンを作成しております。5頁のろう者向けの方は、質問1では、まずどういった方に手話バッジを付けていただきたいかということをお問ひ内容となっております。質問2は実際手話バッジを付けている人にどういったことを求めるのかという内容となっております。その裏面には、手話検定試験各級の目安をあげておりますけれども、手話バッジをどういった人に付けていただきたいかというときに、手話検定何級合格者という項目があったら、それが目安になりますので、表を付けております。

続きまして7頁をご覧ください。これは実際に手話通訳者に向けたものとなっております。まずご本人さんの現在の状況ということで内容を問うております。勉強中とか、講習会を終了したとか、手話サークルに参加しているとか、あるいは手話検定何級に合格しているとか、実際にもう登録手話通訳者であるとか、手話奉仕員であるとか、手話通訳士であるとか、そういう状況を問う内容となっております。そして質問2ですが、どういった方が手話バッジを付けたらいいと思いますか、という内容でございます。内容としては同じようなものですが、本人の状況、それからどういった人に付けさせたらいいかというところがございます。そして、質問3については、もしご自身が手話バッジを付けられる対象となった場合、実際にバッジを付けるかどうかということをお問うものでございます。

9頁でございます。もし皆様のご意見等を踏まえて、修正させていただいたりして、この方向でいいということでございましたら、今後のスケジュールとして、まず9月の中旬に県から協力団体のほうにアンケートをお配りする、協力団体からアンケートの協力者に10月上旬を目途に配っていただきまして実施していただく。そしてアンケートの回収を11月末ぐらいを目途にさせていただきまして、12月中に集計なり、方針の検討を検討会議で行います。そして3月の終わりぐらいになると思うんですけども、その辺りで計画案を提示させていただいて協議して決定させていただく。それを踏まえて手話バッジを配布するというので、これはできれば年度内に終了するような段取りを進めて参りたいと考えております。手話バッジについては以上でございます。

(石橋) ご説明ありがとうございます。ただいま事務局から手話バッジにつきまして、ご説明をいただきました。これから鳥取県内で手話バッジをどのように普及していくのか、皆さんと一緒に協議をしていただければありがたいと思います。ただいまのご説明に対しまして、ご意見・ご質問等ありましたら、ご遠慮なくお願いいたします。

(田中) 失礼します。県サ連の田中でございます。アンケート配布の対象者について、もう少し具体的にお聞きしたいんですけども、例えば、ろう者でしたら鳥取県聴覚障害者協会に付属しているろう者のみになるのか、その他の方にも配布の予定があるのか、また手話学習者というのはどの程度の範囲なのか、講習会が様々なところでされてますけれども、そういったところでも配布するのか、または手話サークルであったり、全通研に入っている会員が対象になるのか、その辺りもう少し詳しく教えてください。

(明場) アンケートの配布者ということでご質問をいただきました。ろう者の方につきましては協会の方にとどまらず、なるべく広い対象範囲で実施したいと思っております。それから手話学習者の方につきまして、これはまだどこまでの範囲かという辺り、なるべく広く行いたいと考えているところですが、まだ具体的なところまでは決めていないところがございますので、その辺りご指摘いただきましたので、あらためてはつきりさせたいと思います。

(石橋) よろしいでしょうか。

(田中) ありがとうございます。ろう者についてなんですけども、協会だけでなく広くということでしたけれども、そうなりますと協会に入っている会員さんでしたら、協会のほうで把握はされていると思うんですけども、その他の方についてはどういったかたちでされるのでしょうか。

(石橋) 事務局のほう説明をお願いします。

- (明場) その辺につきましては、具体的にそこまで詰めきっているものではないんですが、せっかくアンケートするなら幅広くという思いがあります。具体的なやり方については、関係機関と相談させていただきながら実施していきたいと思います。
- (石橋) よろしいでしょうか。
- (田中) はい、わかりました。ありがとうございます。
- (石橋) ほかに、質問・ご意見はございますでしょうか。
- (国広) アンケートの項目のことで「手話を勉強中、たとえば講習会を終了とか、手話サークルに参加」ということです。ここを簡潔に「手話を勉強中」ということで、たとえば講習会、手話サークルなど、とか、そうしたほうがいいのではないかと思います。と言いますのは、養成講座で学んでいる人、各手話サークルでも学んでいる、あるいは全通研で学んでいる、あるいは様々な場所で複数の学びの場があった場合にはどこを選ぶのが難しいかなと思いますので、今手話を勉強中という一項目でいいのではないかと思います。ご検討をお願いしたいと思います。
- (石橋) 事務局いかがでしょうか。
- (明場) はい、いただいたご意見につきましては、事務局として「できません」というつもりもないんですけども、どうしても分けなければいけないということもないわけでございまして、ここら辺は皆さんのご意見を聞かせていただいて、検討したいと思います。
- (石橋) 手話の関係者以外のご意見いただけるのでしょうか。まず、障害者福祉センターあさひ園園長前根様いかがでしょうか。
- (前根) 前根です。県民運動をどうやっていくかという視点もあろうかと思いますけれども、第一義的には聴覚障がいの方がどう考えるか、専門的なほうに特化するのか、あるいは幅広くという話なのかということで、希望を尊重して一義的には決めればいいんじゃないかと思っております。従ってアンケート自体はいいと思っております。
- (石橋) 次に鳥取聾学校教頭先生。
- (下田) はい、鳥取聾学校の下田です。これはアンケートのことだけについて、今お答えすればいいのでしょうか。
- (石橋) いずれでも結構です。お話しください。
- (下田) 実は、このアンケートをいただいたとき、実際に聾学校の教諭や、手話検定1・2級を持っている教員に行ってみました。アンケートを行う際、強い迷いがあって、なにを迷ったかという、この会で手話バッジについて検討するということは、手話を広く普及させるということが目的ですよね。ただ、ろう者が町で困っているときに助けるためであれば、別に手話バッジでなくても、たとえば手話手帳とか、そういうものを持っていてもできるわけです。でも、この会で検討するということは、今は手話バッジを付けている人に聞けば困ったことを解消できる。でも、いつかはバッジを付けていない人でも、誰でも応えてくれる、そういう社会を目指したいというのがこの会の目的だと思います。アンケートについてですが、内容そのものは非常に簡単でわかりやすいと思いました。ただ実際に実施してみるとバッジを付ける対象者ですが、彼らを選んだのは、登録通訳者とか、奉仕員とか、手話通訳士でした。なぜと聞いたら、「自分の1級や2級のレベルでは、その人の気持ちが充分手話で話せなかったら、その人に申しわけない。バッジを付けている以上はほんとにその人の気持ちがきちっと伝えられなければいけない。だから自分はこのバッジを付けられない。」と言うんですよ。しかし手話通訳者とか該当する人たちの人数を見ても県レベルで言えばほんの一握りです。その人たちがいつもろう者の人の近くや町にいるかという、絶対そういうのはありませんね。そんな

ると、折角の手話バッジも本来の目的ではなく形だけに終わるような気がします。大きな目的は皆に手話ができるようになってほしいということなので、困っている人たちだけのことも考えなければならぬと思います。聞きづらくなっていくというようなことなので、自分の中でほんとにどうすればいいのかなって困ってます。ただほんとに手話をメインにするのであれば、あまりハードルを上げずに実施するのがいいのかなあとは思っています。以上です。

(石橋) ありがとうございます。正直な気持ちをお聞かせいただきありがとうございます。尾田さん、聞こえない人の立場から、今のご意見どう思いますか？ろう者からの視点として、どんな人に付けてほしいのか、尾田さんの意見どうですか？

(尾田) 私自身としては、会話ができる程度であれば、付けていただきたいなあと思っています。先程おっしゃられたように、やはり手話を極めるというハードルを高くということに、私も賛同します。ただ、アンケートを読んだんですが、ろう者としてやはり非常にわかりにくいところがあります。例えば、質問2のところ、「簡単なあいさつ程度」というところで、あと初歩的な日常会話、この辺りをどこが中心になるのが非常に曖昧じゃないでしょうか。なのでこの質問の書き方をちょっと別な言い方に工夫していただければと思います。

(石橋) ありがとうございます。ろう者からの意見をいただきました。このきっかけといいますのは、元々あいサポート運動から始まったものですね。それは平井知事が就任されてから「あいサポート運動」が広がって、これは鳥取県だけではなく、隣の県だけでなく、その他の県にも広がってきて、ほんとうに喜ばしいことでした。これは、ろう者から見て手話ができる人なのかがわからない。それをきっかけに手話バッジを作っただけという意見が始まったと思います。そのときは、通訳を求めているわけではなく、ほんとうに簡単にやり取りができれば、もうそれでいいなど。それがろう者の本音だったと思います。ところが、この協議会の中で話がどんどんハードルが高くなってきたような感じを私も思います。でも実際はそうではなくて、先程教頭先生がおっしゃったように、広く手話バッジ云々ではなくて、あいサポートバッジがなくても、サポートできるんだということを私も同感です。このような取組を持って進んでいる。当面のビジョンとして、バッジを普及させ、そして社会がかわってバッジの要らない、いい社会になる。それが目的ではないかと思ってます。では、別のご意見を聞きましょう。岩美町の坂口様お願いします。

(坂口) 岩美町福祉課の坂口でございます。今のお話等を聞かせていただいて、我々町で関わっているものとしましては、やはり多くの町民なりに関わっていただきたいというようなかたちでいけば、なるべくあいサポートバッジみたいに簡単な講習でも、すぐ付けられるよと。そういったときに、ろう者の方とお話なり、ちょっとそれは十分な会話でなくても、身振りでもけっこうだと思んですけども、そういうふうな意志を持つということを表示するということが、より我々町の行政としては、皆さんにもお推ししやすいと思いますし、そういう中で窓口なんかにも、そういう人がおりますよとお知らせができると思うんで、そういうふう広がっていけばなあということを我々町村の行政としては思っております。以上でございます。

(石橋) ありがとうございます。湯梨浜町の土海様お願いします。

(土海) 先程お話がありましたように、あいサポートバッジというのは、そもそもサポートを必要とされる方がおられましたら、気持ち良くサポートしてますよ、という方に付けていただくという制度だと思っていました。そういう考え方からすれば、手話ができる人

だけに限定するのか、あるいはろう者の方がサポートを必要とされる状態にあれば、筆談であれ、様々な方法で持って積極的にサポートします。そういう意志をお持ちの方に付けていただき、そこのところを協議していかないといけないと思うんですけど、私は積極的にサポートしようという意志がある方であれば、付けていただいてもいいんじゃないかなと思います。

(石橋) ありがとうございました。続きまして、森脇委員様お願いします。

(森脇) 皆様のお話を聞いていて、今回はこのバッジの趣旨がよくわからなかったんですけども、今、元々の経緯というものを確認できました。それならなおのこと、こういったアンケートで詳しいのがいいのかもしれませんが、それよりも皆さんがお持ちの優しい気持ちがこのバッジに表れているというような捉え方のほうが、いいのではないかなと思います。以上です。

(石橋) ありがとうございます。続いて鳥取県警察本部の松原様お願いします。

(松原) 警察本部教養課の松原でございます。前回の手話バッジの話が出たときに、付けたことで資格バッジのようになってしまうのではないかなということをお話しさせていただいたんですけども、この手話バッジを付けたことで、ろう者の方と対面したときに、ある程度自信を持って対応していかなければならないという気持ちはどうしてもあると思います。片やろう者の方にいろんなご意見があると思いますが、やっぱりバッジを付けた方であれば、ある程度自分の気持ちをきちんと理解していただけるという気持ちでそのバッジも有効であると思います。ただ全体を見た場合に、手話の普及というところであれば、あいサポートバッジは障がい者全体ということで手話に特化した話ではないわけですので、そういう意味であれば、もっと平たく手話に興味があり、ろう者の方に対して少しでも役に立ちたい、そういう方に広めるということも考えられるわけで、手話バッジを付ける基準といたら失礼なんですけど、広めようというバッジなんですよというところがちゃんと整理ができれば、それはそこでいいじゃないかなと思っております。まとまりがありませんが以上です。

(石橋) ありがとうございました。最後に石井様、東京から来ていただいてバッジに対するご意見を遠慮なくいただけるでしょうか。

(石井) ありがとうございます。日本財団の石井です。パラリンピックとかオリンピックのことが最近よく話題に登りますけれども、外国の方が日本にいらっしゃったときに、例えば、私が中国語でコミュニケーションをやろうという意志がありますよ、というので中国語ができるとか、英語で少しはお話しようと思います、というので英語のバッジを付けているとかということが、もしあったらどうなのかなということ、今お話を伺いながら思ってたんですけど、通訳ができるだけの技量がなかったとしても、コミュニケーションを図ろうという意志がありますということを示すということ自体も意味があるのかなというふうに、外国の方が来た場合のことを想像するとちょっと思ったんですね。別に外国から来たお客様と違って、いつも同じところで暮らしている人の場合、全く同じだろうかと思ったら議論があるかもしれないけれども、でも手話を使ってコミュニケーションをしようと思っておりますという意志表示という意味でもいいのかなという気持ちがしました。手話をしたいという気持ちがありますというのは、たぶんそれはあいサポート運動の前からあるバッジでカバーできるのかなあという気がするので、あえて手話バッジということだったら、やっぱり手話を使う気持ちが私にはありますとかいうことにしたほうが、整理がしやすいのかなと思ったりしました。

- (石橋) ありがとうございます。今皆様からご意見を頂戴しました。そうしましたらハードルは高くなく、下げたほうがいいというような論調だったのかなあというふうに理解しております。まだ、発言をお願いしていない方、病院局長の細川委員お願いできますか。
- (松本) 鳥取県病院局長の細川が急用が入りまして、代理の課長補佐の松本です。よろしくお願いたします。個人的な意見ですけども、バッジを付けて安心してろう者の方に充分対応できるかどうかはありますけれども、コミュニケーションを取っていただけるような、話しかけていただけるようなそういうものであっていいんじゃないかなと思っております。先程質問の内容でお話がありましたけれども、同じようなアンケートを書くときに、よくこのときに「外国語で簡単なあいさつ程度」と、「日常的な会話程度」ということを迷うことがあるんですけども、例えば、あいさつですと、「おはようございます。こんにちは。」程度ですと、簡単なあいさつと1回2回やり取りができる程度と考えております。以上です。
- (石橋) ありがとうございます。実際に、あいサポートの講習会では。簡単なあいさつ程度の実技でしたが、実際にそれぐらいでいいのか、そこらをちょっとプラスアルファしたものを含めるのかどうか。県の手話言語条例が制定されて5年目になります。その間には県内でいろんな講習会が開催されたり、イベント行事、また行政も自治体などの研修会も開かれています。そういった手話を学んだ方々に配布するという方法も一つかと思えます。また、民生委員さんの中には音が聞こえない人を招いてお話を聞いて学んだという民生委員さんもいらっしゃいます。そういった民生委員さんも増えていただくと、地域に住んでいるろう者の方にとっては、ほんとに力強い存在にはなります。私どもが把握できていないそういった部分でもけっこうだと思います。また、県の補助でも職場に対する職員研修会等の手話の学習補助があらうかと思えますけれども、そのようなグループ、企業の方でもけっこうだと思います。これが強制ではなくて任意なんですけども、付けたいという方にはぜひ付けていただくということで、今日皆様のご意見を聞いて、そういう方向でいいんじゃないかなと感じました。ほかに、ご意見はいかがでしょうか。今までのご意見で、事務局のほうから何かございますでしょうか。
- (明場) はい、ありがとうございます。たくさんのご意見いただきました。今、総じてハードルが高くなく下げたほうがいいというような論調だったのかなあというふうに理解しております。本日いただきましたご意見、また項目についてのご意見もいただきました。あいさつ程度と日常会話は難しいというようなことでも、ご意見いただいたりもしましたので、今日いただいた意見を踏まえまして、このアンケートのほうをとりあえず修正したものを、また皆さんにお配りして、配り方等も検討していこうかとは思っておりますけれども、スケジュール表にありますようなかたちで進めていけたらなあと考えております。以上です。
- (石橋) 手話の関係者だけでなく、手話を学んでいない県民の皆さんに対しても、行政アンケートのようなかたちで、モニターと言いますか、知らない方々にも聞いてほしいと思えます。よろしくお願いたします。
- (明場) はい、了解しました。電子アンケートのやり方を考えてみたいと思えます。
- (石橋) では、手話バッジについては以上でよろしいでしょうか。続きまして次の議事に入りたいと思えます。続きまして(2)の部分に入りたいと思えます。平成30年度の関係の予算については、引き続き事務局よろしくお願いたします。
- (明場) 平成30年度の予算要求に向けてという項目ですけども、資料は11頁をご覧ください。平成29年度関連予算というかたちで、表を作っておりますが、この表の見方ですけど

も、まず28年度予算、要するに昨年度の当初予算というのを比較のために付けております。右から2番目のところですが、そして、右から3番目と4番目のところに29年度ということで、今年度の予算、当初の予算が左側。そして大きな流れとしまして、30年度の要求をどうしていくのかという事務局としてのスタンスを示したのが一番右側に書いております。大まかに説明しますとそんな感じですが、個別に説明をさせていただきたいと思います。

まず1番目、手話の普及ということでございますけれども、手話講座の開催だとか、手話学習会の補助金、手話サークルへの補助、手話啓発イベントへの補助、聴覚障がい者への福祉研修会への補助というようなかたちで、要求しております。30年度につきましても、額の多少はあろうかと思っておりますけれども、おおむね継続して続けていこうと考えております。一番下のところの中国地区合同手話研修への補助につきましては29年度限りのものということでございますので、これは今年度限りです。

続きまして、手話を使いやすい環境整備ということでございます。これについては、ICTを活用した遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービスというようなものです。今回6月補正で災害時の部分を付けたところではあるんですけども。そして2番目のところで、音声文字変換システム、要するにコミュニケーション支援のために人の音声を文字に変換するシステムの導入にかかる経費です。それから手話通訳者トレーナーということで、経験の浅い手話通訳者のサポートを行うためのもの、それから手話通訳者設置や派遣という基礎的なところ、それから手話通訳者養成研修等の実施ということで、いずれも来年度に向けての方向というふうに考えております。

12頁をご覧ください。手話通訳者指導者養成研修への派遣、それから先程説明しました頸肩腕症候群の検診受診、そして手話施策推進協議会、鳥取の手話を守るための事業、聴覚障がい者相談員設置事業。こういったものについても引き続き来年度要求していくというところで掲げております。③手話パフォーマンス甲子園ですけども、今年で4回目ということです。来年度5回目に向けまして同じ体制でいこうと考えております。④ですけども、聴覚障がい者センターの関連経費としまして、字幕入り映像の貸し出し事業につきましても継続していきます。そして⑤要約筆記事業も来年度も同じかたちでいこうと考えています。

そして⑥障がい者支援事業として、6月補正で障がい者の居場所づくり支援事業への補助というかたちで計上させていただいたところでございます。基本的な方向性としては継続というところでございますけれども、ちょっとこれに関連いたしまして要望書をいただいております。別添の資料としてお付けしているところなんですけども、平成29年8月31日付で、西部ろうあ仲間サロン会代表から、手話施策推進協議会会長宛てに要望書をいただいております。内容についてはここにあるんですけども、実はこれと同じ内容のものを7月27日付で障がい福祉課のほうに県知事宛てにもいただいているということを報告させていただきます。内容につきましては、見守りボランティアを実施したいというものでございます。そもそも鳥取県の手話施策推進計画というものがございまして、その中に聴覚障がい者相談支援事業の充実という項目がございまして、この中に福祉施設等に入所中のろう者、独居高齢ろう者への見守り活動とか、ろう者同士またはろう者と聞こえる人との交流に対しても検討しますという項目があるんですけども、その中で手話学習者等による見守り手話ボランティアというのが予定施策として計画されているところがございます。それを踏まえて要望された内容ということでございます。これをサロン会さんとして実施していきたいということで、この内容について準備して

いただいて将来的に県の事業を拡大して行っていただきたい。支援者の養成にもつながる非常に価値のある事業だということで、それを進めて行っていただきたいということで要望をいただいているものでございます。詳細につきましては、要望書をめくっていただいたところに「29年度見守り手話ボランティア事業実施計画」というものを付けていただいております。現在、西部ろうあ仲間サロン会さんはサロンという一定の場所で活動しておられるんですけども、そういったサロン会の事業に参加できない聴覚障がい者の方へ定期的に自宅を訪問することによって、心理面のサポートだとか、特に傾聴という部分でコミュニケーションを取っていきこうということを目的とされておられるところでございます。こういったかたちで西部ろうあ仲間サロン会さんは西部地区を対象としてやっておられますので、基本的には西部地区での活動ということになるかとは思いますが、一番下のところに利用回数ということでございます。対象は西部在住の聴覚障がい者の皆さん、そして実施回数については、利用者一人当たり週に1回から2回の訪問ということ、そしてめくっていただきまして、実際どのようなかたちでいくかということ、支援者は手話による対話が可能な方ということで、そのほか細かいところがいろいろ書いてあるところでございます。実施内容としましては、あくまでも傾聴ボランティアということで、具体的な問題解決には介入しないということをうたっておられます。従いまして、相談とかがある場合には、相談を委託している聴覚障がい者センターに伝えていただくというような流れになるかと思っております。こういったところで要望をいただいているところでございます。そしてサロン会さんがどういった団体かということにつきましては、冊子のほうを事前にお配りさせていただいております。詳細な説明まではここでは割愛させていただきますが、米子の両三柳で活動しておられますので、このサロン会の資料について見ていただければと思います。サロン会さんからいただいております見守り関係にかかる部分については、拡充する方向で県としましては、手話施策推進計画に掲げられている内容でもございますので、その辺り相談支援体制の中での議論になるかとは思いますが、相談とボランティアによることによって、障がい者の方の生活の向上に資するものだと考えておりますので、この点につきまして、本日この場でも意見はいただきたいと思っておりますけれども、関係団体や市町村とか、そういったところも踏まえながら、いろいろ話を聞いていながら進めていきたいと考えているところでございます。

同じくサロン会さんからは、難聴者支援事業ということで、二つ目のところに書いてございますけれども、これにつきましても、ろう者とろう者以外と定義されているんですけども、ろう者以外の難聴者への施策が進んでいないということもございます。従いまして、難聴者向けの手話を楽しむ会を開催したところ好評だったというような声もいただいておりますので、こういった辺りも含めて30年度の予算要求に向けて検討して参りたいと思っておりますので、この点についても皆さんのほうからご意見をいただけたらと思っております。

続きまして、資料14頁をご覧くださいと思います。ここは教育委員会さんの部分でございますが、私のほうから簡単に説明し、あとで教育委員会さんのほうから、ご説明いただけたらと思います。まず1番目ですけども、ろう者が手話を学び手話で学習していくという事業を進めるということでございます。これにつきましては、聴覚障がい基礎研修会の開催でありますとか、手話講座の開催というようなかたちで今までもやってきているところがございますけれども、これらの事業につきましては30年度も引き続き継続してやるということでございます。ただ、一番下の相互理解補助道具導入と

いうことをごさいますけれども、平成 28 年度で事業は終わっているということで、今年度も既に無いということです。一番下以外の上の部分について今年度同様 30 年度も予算要求をしていく方向です。そして、すべての児童生徒が手話を学ぶ機会をつくるということでございます。手話言語条例学習教材の配布、手話コーディネーター、手話普及員の配置、それから聾学校幼児児童との交流学习、こういった辺りについて継続していくところでございます。手話ハンドブックの配布について継続ということでございます。指文字タペストリーの作成、それから学校窓口役の研修については廃止というところでございます。補足がありましたら特別支援教育課さんお願いします。

(福田) 特別支援教育課の福田でございます。よろしく申し上げます。追加資料で加えさせていただいております。「手話普及支援員について」という資料をご覧いただけたらと思います。これは、手話普及支援員の登録者数ですとか、派遣いただいた方・派遣のなかった方、派遣の動員人数を 26 年度の 3 月 6 日現在、27 年度の実績、28 年度の実績、29 年度の 7 月末現在で資料として補足させていただいております。登録者数については、転居や新規登録等により変動がありますが、また依頼のあった学校の校区の手話普及支援員のご予定ですとか、配置状況によりまして、派遣状況に差があるという状況でございます。また、この手話普及支援員さんについては、1 回当たり 3 千円を謝金交通費としてお支払いをしていますが、この内容につきましては、派遣する手話普及支援員さんというのは、できるだけ依頼のあった学校の校区から人選させていただいているところですが、その校区に支援員さんの登録がないときですとか、予定が合わないときには、他の校区から手話普及支援員さんを派遣して行っているところですので、交通費については距離の問題ですとか、出てこられる時間とかがでてきますので、謝金につきましては今後検討させていただこうと思っておりますので、あわせてご承知いただけたらと思います。

(石橋) ご説明ありがとうございました、ただいま事務局から、平成 30 年度の予算、今後の方向について継続等々のご説明がございました。それにつきまして、ご質問ご意見がございましたらお願いします。

(田中) 手話普及支援員のことなんですけれども、私は昨年度まで登録はしてはいたけれども、派遣を受ける機会もありませんで、今年度は登録をやめておりますので、ほかの登録の方から聞いたお話ということでお伝えさせていただきたいんですけども。派遣の依頼があって、その段階で派遣先での内容はすべて伝えられないという問題がありまして、例えば私が聞いたものでは、同一校で二度目の派遣のとき、内容が知らされていなかったから、一回目と同じ内容かと思って行ったら違っていたということがあつたようです。そういったかたちでの派遣というのは、実際指導に当たるときに問題があるのではないかなと思うので、派遣をされるのであれば、しっかり情報を派遣される人に伝えるということ徹底していただかないと、いいかたちで進まないんじゃないかなあとちょっと危惧をしています。それから、もう一つなんですけれども、これまで行ってきた事業の中で、各学校に手話を広める役割の人を位置づけるというのがあつたと思うんですけども、これも各学校の校長さんの考え方もいろいろあつて、周知徹底がなかなかうまくできていない部分もあるのではないかなというのを心配しています。実は私の夫も中学校の教員をしていますけれども、現在行っている学校でも異動前の学校でも、手話普及担当職員というのは聞いたことがなかったと言っております。その辺り伝えるのは大事なんですけれども、伝えた後各学校がどういう対応をしているのかというところがもう少し見えてきたらいいなと思います。

(石橋) ありがとうございます。二点あったと思いますが、お答えをお願いします。

(福田) まず最初のご意見。これは手話普及支援員を派遣するときに、きちんと派遣された内容を確認した上で派遣をするようにしてほしいということだと思います。手話普及支援員を派遣するに当たりまして、学校との窓口役として手話普及コーディネーターを今2名配置しております。この方がその学校との内容を調整して派遣しているわけですが、この辺がうまくきちんといっていなかったというところがあると思います。このことにつきましては、ご意見いただいたことをきちんと手話普及コーディネーターのほうにも伝えて、今後の在り方を内部のほうでもって申し入れたいと思っております。大変申しわけありませんでした。ご迷惑をおかけしました。それと、次に二点目です。これはたぶん15頁の一番最後のところにあった「学校窓口役の研修」のところも、県内の学校において手話普及の推進役を指名するというようなところだと思います。このことにつきましては、現在手話普及推進役を指名してくださいということで通知等を出させていただいて、毎年「誰が案内役ですよ」というような回答をいただいて、そういったところの案内役の方に、この手話普及支援員との案内をさせていただいているところがございますが、その辺の周知徹底ができていないのではないかとということで、ご意見をいただいているかと思っております。この案内役につきましても、県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校から案内役を出してくださいということでお願いしているところですが、この辺は学校長会等を通して、きちんと案内窓口機能に機能を果たしていただくように、周知徹底していきたいと思っておりますのでご承知ください。

(石橋) 今のご説明で納得されましたでしょうか。

(田中) ちょっと私、納得ができないというような内容であったかと思うんですが、学校への周知徹底ということですが、口頭で周知徹底してくださいねという言葉だけでは、やっぱり弱いのかなと思います。具体的にどんなふうに取り入れていくのかということと、具体例を出しながら伝えていかないと、先生方の中にも考え方に温度差があると思いますので、徹底の仕方というのをよく検討していただければと思います。

(石橋) 事務局から説明をお願いします。

(福田) 校長会ということ申しあげましたけれども、小中学校の校長先生が集まっていたける会議のときに、うちのほうからも資料を出して、こういったものがありますよとすることで、使ってくださいということで、積極的に説明をしていくような取組をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(田中) わかりました。ありがとうございます。

(石橋) ほかにご意見ある方ございませんか。

(国広) 先程サロンの要望書を見させていただきましたが、ここで「見守り手話ボランティア事業実施」ということと、「難聴支援実施」ということで要望書が出ております。この予算が100万円付いていますが、これは全額こちらのサロン会にということなんでしょうか。13頁の事業内容を見ますと、外出することの少ない障がい者にとということなので、たとえば障がい者同士とか、または地域住民との交流場所の設置の取組を支援するための補助金という事例だろうと思います。幾つかそういうふうな集まりが県内にあるとしたら、その中の一つとして、このサロン会に補助をするという考え方でしょうか。この手話言語条例ができてから、まだ実施されていないのが、手話学習者等による見守り手話ボランティア、この文言が出てきますのは資料の18頁のところ、(2)手話を伝えやすい体制整備のところの施策となっています。ここに未実施、今後検討となっております。平成28年度では未実施で今後検討になっていて、平成29年度の取組状況の

ところで今後検討となっております。ということは、この協議会の中で見守りボランティアというのはどういうふうなことをする、検討はするんだけどどこにどういう焦点を当てて、この手話ボランティアを考えていき、対象者はどういうふうにしたほうがいいんでしょうねということが、実は持ち越されたままになっています。この県の施策とサロン会から出た見守り手話ボランティア事業との整合性をお聞きしたいと思います。というのは、このサロン会というのは西部です。そうすると、見守りボランティアという県の施策であるものは県が全部、東・中・西という考え方を持たないと県全体という施策にはなっていきませんので、例えば、とりあえず西部で声をあげられたサロン会に対して補助をする。その状況を見てそれを中部・東部と拡大をしていく。あるいは中部・東部でそういう見守りボランティアの組織ができれば、そこにのちのちは補助をしていく。それを全県的なものとして、見守り手話ボランティアというかたちをつくりあげていくのか。あるいは手話学習者が見守りボランティアというかたちの中に入って行って、全県を網羅していくのか。その県の考え方を聞いていませんし、私たち委員も実はまだ論議してませんので、サロン会の活動が施策につながっていきそうなかたちになれば、一つの成果として補助の後の事業の仕方とかそれに関わってくると思います。このサロン会の要望書にあるようなかたちがある程度できたとする、施策の中で今保留になっている見守り手話ボランティアを論議もしていかないといけないのではないかと思います。今後どう発展をさせていって県としてはどう考えていくのか、あるいは委員の皆で、どういう認識でもって共有をしていって、この事業を考えていくほうが良いと思います。

(石橋) はい、ありがとうございます。今のご意見と質問がありましたことに対して、事務局のほうご説明をお願いします。

(明場) まず13頁をご覧ください。ちょっと私の説明が中途半端なものになってしまって非常にご理解しにくいものになったかと思えます。あらためてこのところを説明させていただきます。まず6月補正で向かったのは、いわゆる地域において交流できる居場所の設置ということで、サロン会さんから要望があった点につきまして、サロン会さんだけでなく、全県に使えるものとして100万円ということで予算計上がなされたところでございます。ですから、サロン会のような居場所の確保みたいなところ、この部分に100万円に相当するものについては、30年度に引き続き計上していきますよというのが、まず一つあります。ですけれども拡充と書いてしまったがために、ちょっと話がややこしくなってしまったところでございます。それでサロン会さんからの要望につきまして、先程国広委員さんのほうから話がありましたが、資料の18頁をご覧ください。(2)エの新しい手話コミュニケーション環境の創出のところの一番下の予定施策ということで、手話学習者等による見守り手話ボランティアというところで、ここにつきましては今も未実施ということで、まさにこの部分でサロン会さんのほうからいただいている内容が、そもそもこの計画のこの部分を意識して構成されているということもございすし、話の内容としましても、この計画の中にあります聴覚障がい者相談事業の充実という項目の中での手話ボランティアという話でございますので、その辺り、サロン会さんからいただいた意見も踏まえながら、見守りボランティアの辺りをどうやって整理していくかというような辺りについて、これから詳細を議論していきたいというのが基本でございます。方向性としましては、計画にも載っていることでもございすし、そういった相談なり、ボランティアに対するものとしましては、ろう者の皆様にとってもいい話であろうと考えておりますので、これをできれば予算要求に向けていきたいという思

いでおります。ついては、サロン会さんからいただいた計画とか、これについて今日皆
さんのご意見をいただきながら、それも踏まえながら、なおかつ関係者の皆様からの、
関係市町村とかそういったところも含めご意見をいただきながら、進めて参りたいと考
えているところでございます。そして最後の点ですが、サロン会さんからいただいでい
る同会の研修会の支援員の要件みたいなところですね。支援員の研修をサロン会さん
の中で内容を決めてやっておられるというようなところでございます。それも含めてこ
ういったやり方でいいのかという辺りも含めて議論していただきたいと考えていると
ころでございます。基本的には西部の話ということでございますが、県内東・中も含めて県
として、どう進めていくかという視点はないといけないと思っておりますので、その点
も含めて、これから議論して予算要求していきたいと考えております。以上です。

(石橋) いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(国広) はい、ありがとうございました。手話ボランティアのかたちを考えたらいいと思いま
す。

(石橋) ありがとうございます。今、国広委員から意見がありました。ほかの皆様いかが
でしょうか。

(尾田) お聞きしたいことがございます。資料の18頁ですが、聴覚障がい者相談事業の充実
とあります。手話学習者による見守りボランティア、その辺り関係性が見えないんです
けども、そのことと、個人情報の取扱い、その辺をどのようになさるのか、その辺りに
ついてお尋ねしたいと思います。

(明場) 18頁のイ、聴覚障がい者相談事業の充実というところでございます。これにつつま
して、わかりにくいというご意見でございます。実は計画自体既にできているものでご
ざいまして、括りがそうになっているという説明しかちょっとできないところではあるん
ですけども、要するに相談事業というかたちで、手話学習者等と連携しながら、現場で
の課題を発見して相談ニーズを把握して、問題解決を図る相談事業を推進していくとい
うことが、一つこの計画の中にはうたってあります。あわせまして、福祉施設等に入所
中のろう者だとか、独居高齢ろう者への見守り活動、ろう者同士またはろう者と地域の
人との交流機会創出も検討するということを記載もしてあります。この中で、予定施策
というかたちで、実施施策という中で聴覚障がい者相談員という記載がございまして、
その下に予定施策として見守りボランティアの話があるという括りでございます。相談
事業という部分とボランティアという部分で、本来果すべき役割というのはちょっと違
ってくるというものであると思えますけれども、本来の計画の括りとしてはそうなっ
ているというところでございますので、そういった実態であるというところでございます。
それから個人情報の取扱いというところでございます。これにつきましては、まさにこ
れから見守り手話ボランティアの話を議論する中で、相談事業は相談事業として存在し
ますので、その辺りの棲み分けですね、個人情報の問題も含めていろいろあるかと思
います。その辺りについては、また今後議論を深めていきたいと思えます。以上です。

(石橋) ほかにご意見ご質問ございますでしょうか。

(田中) 11頁の②なんですけども、一番目にICTを活用した遠隔手話通訳サービス、電話リ
レーサーサービスという項目があります。その事業内容として、災害時の避難所における遠
隔手話通訳サービスを推進するというふうに書かれているんですけども、これは、タブ
レット等を使って遠隔手話通訳サービスができるよということなのかなあと思いま
すけれども、災害時の避難所になるところにこれを全部置くようになるのか、それとも

災害時にタブレットなりを避難所になったところに届けるかたちになるのか、ちょっとイメージが湧かないので、教えていただきたいと思います。

(明場) 11 頁の ICT を活用した遠隔手話通訳サービスのところの、災害時の避難所の話でございます。これにつきましては、災害時の避難所にすべてタブレットを置く方向で進めているわけではないんですけれども、基本的には避難所の取扱いについては市町村が考えるべきところということでございます。ただその中で、タブレット等を準備しても、実際使うとなりますと、そのための業者との基本料金だとか、そういった細かいところの費用が発生したりするものですから、その辺りを県のほうで予算として見ることによって、そういった避難所へのタブレットの設置を間接的に促すようなかたちで考えているところでございます。以上です。

(田中) ということは、常設するわけではなくて、そこは市町村にお任せということなんでしょうか。

(明場) はい、そうです。常設をするというわけではございません。当初、我々の中でもいろんな議論があったんですけども、県のほうである程度タブレットを備蓄品として取っておいて、いざという時にというふうに考えたんですけども、実際そういったこともできなくはない。ただそれは予算が付いたわけではなくて、手持ちの予算の中でやるということも考えられるところではあるんですけども、計画のほうでは予算が付いたところのものを記載させてもらっていて、ここではあくまでも、タブレットの運用とか業者との委託契約の部分について予算を付けたというところでございます。ただ、実際問題、タブレットが必要だという要望があるようでしたら、また県のほうとしても対応は可能ではあるんですけども、また市町村の意見も聞いたところではあるんですけども、とりたてて欲しいというような話も出なかったというのが実態でございまして、とにかくことが起こったときの状況を見ながら判断していくのかなというふうに考えております。

(石橋) ほかに、いかがでしょうか。

(田中) ということは、今後市町村に投げかけていかないと、進まないのかなあというイメージを持つんですけども、どうなんですかねえ。

(石橋) これはあくまでも災害が発生した時に、現実的な対応という考え方でよろしいでしょうか。それから、市町村ごとの温度差はあるかと思います。県の考え方、それから市町村の考え方にズレがあれば、災害発生時にスムーズに対応ができるような方法を取っていただきたいと思います。実は、聴覚障害者協会は、今回一度も事前の話をいただいてなかったんですね。災害発生時、協会もおそらく業務ができないだろうという想定で、民間の会社と契約をされるという想定は伺ったんですけども、ただ単なる手話通訳ではありません。その後につながる支援が要るだろうと思いますので、ただ通訳だけを民間業者をお願いしては、それはちょっといかがなものかと思います。その辺り先のことも見据えながら進めていただいて、出直していただきたいと思います。

(明場) 今回予算要求の結果が、こういったかたちであったということで、お示しさせていただいたところでございます。市町村とのやり取りというのは、一回やりましたけれども、今後災害時における障がい者への対応というのは、重要なテーマでございますし、一回やったから終りという話でないと思います。これから引き続き皆様のご意見も加えながら、話をしていきたいと思います。以上です。

(石橋) そのほかに、ご意見ご質問ございますか。

(国広) 30 年度の予算要求ということで 2 件。1 件はですね、通訳が夜間に出たときに、たぶん対応していると思います。専任手話通訳者であれ、登録手話通訳者であれ、派遣をし

ていると思いますが、もしも深夜加算というものがなければ、来年度予算要求でぜひお願いをしたいと思います。平成 25 年 3 月 27 日付の厚生労働省からの意思疎通支援を行う者の派遣等についてのモデル要綱に例示があります。たとえば時間帯で、時間外とか休日とか深夜、そういう場合には割増手当を。また遠距離手当も考えて予算要求に臨んでいただければありがたいと思います。ぜひご検討をお願いしたいと思います。意思疎通支援事業は市町村なんですが、今登録は県一本で市町村の指定は受けていないので、市町村にも働きかけがあるとか、あるいは広域で動く場合がありますので、そのところも予算要求に検討していただきたいと思います。次は医療関係です。先般 9 月 2 日と 3 日に倉吉市で、中国地区合同手話研修会を開催しました。全通研中国ブロックと手話サークル連絡協議会が共催の研修会です。医療分科会の中で、全通研の島根県支部が出している冊子です。なお、これは島根県ろうあ連盟が監修をしております。医療場面でのコミュニケーションというところで、松江での状況を説明されたようです。私には出ておりませんので、医療の分科会に参加した人から資料をいただきました。「聴覚障がい者の受診支援を目指して」ということで、冊子を出していらっしゃる。これは医療機関に配布されたそうです。こういう冊子は鳥取県でも出来るのではないかと思います。ここには、「聞こえないとは?」「聴覚障がい者の特性」「盲ろう者の特徴」「コミュニケーションの方法」「受付などでの対応」そういうのが幾つか出ております。薄いので持ちやすい冊子ですが、最後のページに問い合わせ先ということで、島根県内の市町村の派遣申請の窓口が出ています。こういう冊子を作って鳥取県でも医療場面でのコミュニケーションで、聴覚障がい者への受診支援を目指してということで、作成をしてもいいのではないかと思います。作成を検討する必要なメンバーは、県がこの委員の中から、あるいは適当と思われる方々を人選して作ってもいいのではないかと思います。今は学校に手話ハンドブックを配布しています。今度は医療のために作成して医療機関に配布するというのはいかがでしょうか。これは 30 年度の予算に向けて。なお、今、島根のしか持っておりませんが、医療ブックと介護関係のものも入手して作成してはいかがでしょうか。

(石橋) 事務局さんはいかがでしょう。

(明場) まず深夜加算の話ですけれど、いただきました意見につきましては、予算要求に向けてちょっと研究をさせていただきたいと思います。それから医療手話ハンドブック版というお話は、内容的にもいい話だと感じておりますので、これにつきましても検討させていただいて、なるべく前向きに検討していきたいと思っております。以上です。

(松本) 今のご紹介いただいたパンフレットですが、当日参加した病院の職員からも、その話を伺っておりまして、これぐらいなら出来るだろうという意見をいただいております。担当部局とも相談して協力していきたいと思っております。以上でございます。

(石橋) ありがとうございます。もう時間が迫っておりますので、まとめとしまして、私がおあいさつさせていただきますが、よろしいでしょうか。皆様どうもお疲れさまです。たくさんのご意見を出していただきまして、とても意義がある会だったと思います。平成 29 年度の予算につきまして、今回西部サロンの要望についての実現に向けて配慮していただきたいと思います。すばらしい取組だと私も思っております。ぜひその他の取組につきましても前向きに検討をお願いしたいと思います。手話バッジにつきましても、ハードルを低くして広めていくという方向で検討をお願いしたいと思います。そして、頸肩腕症候群の問題も非常に大切な問題ですので、皆さんと一緒にまた手話関係者だけでなく、皆さんと一緒に考えて進めていくことが大切だと思います。文科省も

特別支援学校の学習指導要領の中に12年ぶりに今回、改正していただくことになりました。手話に関するハードルが一步高くなります。これはほんとうに素晴らしいことだと思っております。手話を積極的に使う。そして、手話を使って、コミュニケーション力を伸ばすという考え方をはっきり文科省が示しました。ただ、先生方がどこまで手話を修得されるとか、全国手話研修センターが検定試験を実施して、それによればいいものなのか、それはセンター独自のことで、文科省はそこまでは考えていないことでした。この鳥取県内の先生方が手話を修得しないといけない。ただ、ほんとにどこまで修得になるのかということ、あらためて今後考えていかないといけないと思います。それから今後の予定について、事務局の方からご説明があれば、よろしく願います。

(明場) 今回2回目ということでございました。そして3回目を2月か3月ぐらいにと~~は~~考えております。そのときに、頸肩腕の話とか手話バッジについての話も出るかと思っております。以上です。

(石橋) 課長さん、なにかございますでしょうか。

(小澤) はい、どうもありがとうございました。本日予算の関係で、委員の先生方から幅広く有意義なご意見をいただいたと認識しております。これらを踏まえて関係者の方と調整しながら、しっかりと詰めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願います。以上でございます。

(石橋) 以上です。ありがとうございました。閉会といたします。どうもお疲れさまでした。